

お知らせ

11月20日は「富士市子どもの権利の日」です

子どもの権利を知っていますか

市では、11月20日を「富士市子どもの権利の日」とし、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利の周知や普及を行っています。

子どもの権利とは

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。生まれたときから、一人一人が幸せに生きていく権利を持っています。

子どもにとって大切な権利

- 1 生命・生存・発達の権利
- 2 子どもの意見の尊重
- 3 子どもの最善の利益
- 4 差別の禁止

大切な視点「他者の権利の尊重」

自分だけでなく、相手にも同じように権利があります。意見がぶつかり合うときは、お互いの権利を尊重し、主張を整理して折り合いをつけることが求められます。

大人の役割

子どもは成長過程にあり、大人のサポートが不可欠です。大人には、子どもの意見に耳を傾け、健やかな成長を見守る役割があります。

子どもの権利の救済

市では、子どもを権利侵害から守るため、「**富士市子どもの権利救済委員**」を置いています。子ども本人の話を聞き、どのような解決方法が最もよいかを、子どもと一緒に考えていきます。

「子どもの権利救済」の相談窓口

「子どもなんでも相談」

まずは相談員がお話を聞きます。子ども自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談ができます。

問合せ／こども家庭課児童家庭担当（市役所4階）

☎(55)2764

子どもの権利クイズに参加しよう

11月は、市内4つの児童館で、小学生向けに作成した「子どもの権利クイズ」を実施しています。



▲児童館のページ



▲詳しくはこちら

問合せ

こども未来課 こども政策担当（市役所5階）
☎(55)2837 FAX(55)2656
E kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

お知らせ

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

「人生会議」を始めましょう

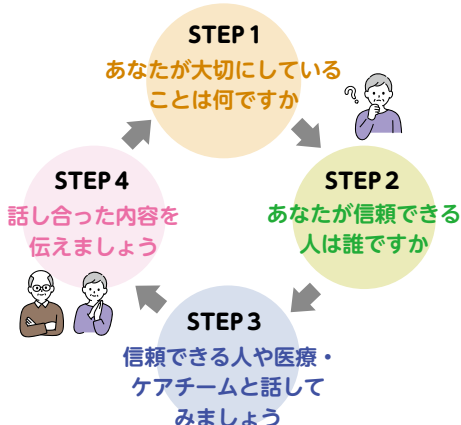
「人生会議」とは、希望する医療やケアについて前もって話し合い、共有しておくことです。



人生会議を始めるのに「早すぎる」ということはありません。人生は何が起きるかわかりません。人は生まれたら、誰にも必ず、最期のときがやってきます。そのときまで、自分らしく、希望を持って生活ができるように、自分の思いを整理して、大切な人に共有し、十分に伝えていくことが大切です。

市では、「自分を生きるためのエンディングノート」を、市役所2階総合案内・4階高齢者支援課で、無料でお渡ししています。

何度でも繰り返し考え、話し合しましょう



問合せ

高齢者支援課
☎(55)2916 FAX(55)2620
E ho-koureishien@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲エンディングノートのページ

